

# 令和6年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和6年5月9日  
総務局

総務局は、東日本大震災の発災直後から、岩手県、宮城県及び福島県に現地事務所を開設し、被災地での情報収集や支援活動のほか、都内避難者受入れ等の支援を行ってきました。本格的な復旧・復興に移行した現在でも、被災地のニーズに即した支援を行うとともに、近年では、平成28年の熊本地震や九州地方における令和2年7月豪雨などの大規模災害についても、職員を派遣しています。

令和6年能登半島地震の被災地では、広域かつ甚大な被害により、復旧・復興を担う技術系職員の大幅な不足が深刻な課題となっています。そこで、総務局では、行政経験者や民間経験者を「一般任期付職員」として採用の上、地方自治法に基づき石川県へ派遣することといたしました。

つきましては、その採用選考の実施にあたり募集要綱を公表し、受験申込受付を開始いたしますのでお知らせします。民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、被災地の復興支援のために熱意と覚悟を持ってご尽力いただける方の積極的な応募を期待しています。また、本選考においては、主任級職員として即戦力で活躍いただける方を求めています。

なお、この選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員と同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

## 1 募集概要

区分	一般任期付職員		
職種・職級	土木職・主任級	採用予定人数	5名程度
採用予定日	令和6年7月25日（木曜日）		
任期の終期	令和7年3月31日（月曜日）		
業務内容	令和6年能登半島地震の被災地域における公共土木施設の災害復旧工事の設計積算・施工管理及び検査業務		
勤務（派遣）先 （予定）	石川県土木部（出先機関） ・奥能登土木総合事務所（輪島市） ・珠洲土木事務所（珠洲市） ・中能登土木総合事務所（七尾市） ・羽咋土木事務所（羽咋市） （※東京都内での勤務は予定されていませんので、ご注意ください。）		

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。
- ◎ 採用時の派遣先は、二次選考結果の発表後に決定します。
- ◎ 採用後は、都内で一定期間研修を実施します。
- ◎ 採用後は、地方自治法第252条の17の規定により派遣され、石川県職員の身分を併任します。

## 2 受験資格

学歴区分に応じた下記の実務経験を通算し、別表に記載の年数以上あること。

- ・ 国や地方公共団体等において、公共土木施設に関する発注業務、設計業務、積算業務、工事監督業務等に従事した経験
- ・ 建設会社や設計コンサルタント等において、公共土木施設に関する工事の設計、工事監督業務等に従事した経験

（※ 以下については必須の資格要件ではないが、有しているとなお望ましい）

- ・ 普通自動車運転免許を保有し、運転できる方
- ・ パソコン（Excel、Word）を使用した文書作成、資料作成ができる方
- ・ 東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨災害等において災害復旧業務に従事した経験
- ・ CADソフトの操作を要する業務に従事した経験

【別表】

学歴区分	必要な職務経験年数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院博士課程又は修士課程の修了</li> <li>・ 大学（４年制の大学）の卒業</li> </ul>	5年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期大学（２年制の短期大学）の卒業</li> <li>・ 高等専門学校卒業</li> <li>・ 専修学校（修業年限２年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業</li> <li>・ 各種学校（「高等学校３年生卒業」を入学資格とする修業年限２年以上の課程のものに限る。）の卒業</li> </ul>	7年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校の卒業</li> </ul>	9年以上

注 1 職務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注 2 職務経験年数は、令和 6 年 6 月 30 日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

受験資格の有無、申込書記載事項等について、以下の事項もよく読んだ上で申し込んでください。なお、申込書記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

- ・ 教育公務員※ 1
- ・ 東京都職員（任期付職員※ 2、会計年度任用職員、臨時的任用職員）の内、令和 6 年 7 月 24 日までに任期が満了する者

※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

### 3 選考日程

申込締切	令和6年6月3日（月曜日）午後5時
第一次選考 結果通知	令和6年6月7日（金曜日） ※ 申込の際に登録されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。
第二次選考 実施日	令和6年6月13日（木曜日）又は14日（金曜日） ※ 会場：東京都第一本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）（予定）
最終結果通知	令和6年6月下旬 ※ 第二次選考受験者に対し、申込の際に登録されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

◎ 電話等による照会には応じておりません。

ただし、選考結果が次の日付までに届かない場合は、必ず総務局復興支援対策部被災地支援課までお問い合わせください。

第一次選考結果通知・・・令和6年6月10日（月曜日）まで

第二次選考結果通知・・・令和6年6月26日（水曜日）まで

### 4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

### 5 選考方法

#### （1）第一次選考

申込書類により選考を行い、第一次選考合格者には、第一次選考合格通知兼第二次選考受験票を電子メールで送付します。

書類選考	資格要件審査	受験資格の有無についての審査
	専門性審査	職務経験その他の申込書類記載事項についての審査

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対して、次のとおり行います。

口述審査	専門性判定選考	職務に関連する経験及び専門知識についての個別面接
	人物選考	人物についての個別面接

## 6 申込手続

受付期間	令和6年5月9日(木曜日)午前9時から令和6年6月3日(月曜日)午後5時まで
申込方法	<p>・下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の「東京都一般任期付職員採用選考受験申込兼履歴書」、「職歴等調書」、「エントリーシート」、「派遣先意向調書」及び顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。</p> <p>・メールの件名は「総務局一般任期付職員申込」としてください。</p> <p>&lt;総務局任期付採用募集案内ページURL&gt; <a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/17hisaichi/hp/saiyo.html">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/17hisaichi/hp/saiyo.html</a></p> <p>&lt;提出物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東京都一般任期付職員採用選考受験申込兼履歴書</li><li>・職歴等調書</li><li>・エントリーシート</li><li>・派遣先意向調書</li><li>・顔写真データ (jpg、3ギガバイト以内)</li></ul> <p>&lt;提出先&gt;</p> <p>総務局復興支援対策部被災地支援課メールアドレス r6_hisaichishien ( at ) section.metro.tokyo.jp</p> <p>※ メール送信の際は、( at ) を@に置き換えてご利用ください。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・期間中に正常に到達したものを有効とします。</li></ul>



◎ 郵送・持参での申込みは受け付けません。

◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

## 7 任用及び給与等について

### (1) 初任給

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。(非常勤職員、アルバイト等の勤務経歴や東京都の土木職と異なる職務内容に従事していた期間は、加算割合を減じるなどの調整を行います。)  
以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の土木職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

職層	職務経験	初任給(1か月分)
主任級	5年	約284,200円

※ 上記は一月分を勤務した場合の例です。7月25日の採用となるため、実際の7月分の初任給は日割り計算となります。

- ◎ この初任給は、令和6年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和6年4月1日時点の給料月額に地域手当を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、期末・勤勉手当(ボーナス)等の手当制度があります。
- ◎ 派遣先の支給要件に該当する場合には、通勤手当、災害派遣手当(3,970円/一日)等が派遣先の石川県から支給があります。
- ◎ 給与については、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給料の特例に関する条例」に基づきます。

### (2) 勤務条件等

#### ① 勤務時間及び休暇

勤務時間、休日、休暇等は、派遣される石川県の法令の規定が適用されます。  
年次有給休暇(7月25日付採用の場合は10日の付与となります)の外、夏季休暇、病気休暇、慶弔休暇などの休暇制度があります。

#### ② 住居等について

- ◎ 被災地への派遣に伴って転居が必要な場合、石川県において住宅(石川県の職員住宅、仮設住宅、民間賃貸住宅等)を用意します。なお、この場合、住居手当の支給はありません。
- ◎ 用意される住居は、**単身者向け**となりますのでご注意ください。
- ◎ 駐車場は住居内にありますが、空き状況によっては近隣の駐車場をご利用いただく場合があります。
- ◎ 貸付料(家賃、駐車場使用料)、光熱水費等の実費は派遣される職員の負担となります。

#### ③ その他

- ◎ 特に高度な知識又は経験を必要とする係員の職である主任級職として採用されます。
- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。

## 【問い合わせ先】

東京都総務局復興支援対策部被災地支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 13階中央

【電話】 03-5388-2308

【総務局任期付採用募集案内ページ】

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/17hisaichi/hp/saiyo.html>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分

都庁前駅（都営大江戸線）

